

要 望 書

全国市議会議長会は、平成24年度社会文教施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年11月15日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 小 林 佐 敏
(諏訪市議会議長)

目 次

1. 地域医療施策	1
2. 保健衛生施策等	4
3. 国民健康保険制度及び高齢者医療制度	7
4. 介護保険制度	9
5. 少子化対策等	11
6. 雇用対策	14
7. 社会福祉施策	15
8. 災害時支援の法制化	17
9. 環境保全施策	18
10. 文教施策	20

1. 地域医療施策

深刻な医師不足・偏在をはじめとして、地域医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、地域住民にいつでもどこでも安心して、一次医療から三次医療まで必要な医療を持続的に提供することができるよう、責任ある施策を講じることが求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足・偏在対策について

- (1) 医師の絶対数を確保するため、医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- (2) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。少なくとも、病院・診療所の管理者となる要件に、地域医療の従事経験を付加すること。

- (3) 医師不足が深刻な産科・小児科・外科・麻酔科等については、診療報酬の充実を図るとともに、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (4) 医師の地域偏在を改善するため、二次医療圏を単位として、現状に基づく診療科ごとの必要な医師数を算出する制度的措置を講じるなど、実効性を高める仕組みを構築すること。
- (5) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を充実強化するとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。
- (6) 女性医師及び看護師の出産や育児による離職を抑制するとともに復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (7) 医師の負担を軽減するため、その勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 救急医療の確保・充実について

(1) 救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。

また、軽度な症状でさえも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

(2) 小児救急医療について、医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。

3. 公立病院への財政措置について

(1) 地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のため、特に過疎地、高度・特殊医療、産科、小児科、救急医療に対しては、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、医師の勤務実態を踏まえた処遇改善及び診療報酬の抜本的見直しや人件費の補助など抜本的な対策を講じること。

(2) 公立病院改革プラン等に基づく、再編・ネットワークに伴う経費については、地方交付税措置をはじめとする財政支援措置の更なる拡充を図ること。

2. 保健衛生施策等

健康で安心できる生活を確保するためには、良質な水道水の供給や食の安全確保、生活習慣病等各種疾病対策、感染症に対する健康危機管理の強化など従来からの施策に加え、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響のほか、近年増加傾向にある自殺の防止対策など保健衛生施策に対する新たなニーズが非常に高まってきている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 放射性物質について

- (1) 放射性物質の影響については、基準数値等を速やかに統一し、安全基準を明示すること。
- (2) 農水産物の安全性については、その取扱基準の科学的根拠を明示するとともに、測定結果や評価について速やかに公開すること。

2. 新型インフルエンザ対策について

強毒性の新型インフルエンザの発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

3. ワクチン接種について

乳幼児期のヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、予防接種法を改正し、定期接種として位置付けるとともに、接種費用については十分な財政措置を講じること。

4. がん検診の推進について

- (1) がん検診の受診率向上のため、がん検診にかかる事業費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、その継続を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

5. 脳脊髄液減少症対策について

脳脊髄液減少症の診断基準を早期に作成すること。

また、ブラッドパッチ療法を治療法として確立し、同療法を含めた診療指針を策定するほか、治療費の保険適用について早急に検討すること。

6. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

7. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。

特に、震災時における住民のライフライン確保のため、老朽管更新事業の採択要件の緩和と補助率の引上げ等、水道施設の耐震化に対する財政措置を拡充すること。

8. 自殺防止対策について

地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

3. 国民健康保険制度及び高齢者医療制度

国民健康保険は、他の医療保険制度と比べ高齢者や低所得者の被保険者が多く、財政基盤は脆弱であるうえ、高齢化社会の急速な進展に伴う医療費の増加等による給付費の増大により、事業運営は極めて厳しい状況にある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度の充実について

(1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を生じないよう配慮すること。

(2) 国民健康保険の運営に支障を来さないよう国庫負担割合の更なる引上げを図ること。

(3) 保険料(税)の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (4) 制度改正等に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を生じないように十分な財政措置を講じること。
- (5) 児童や重度心身障がい者等への医療費助成制度等、単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (6) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、十分な財政措置を講じること。
- (7) 低所得者層に対する保険料(税)軽減制度の拡充を図ること。
- (8) 被用者保険から市町村国保への被保険者資格喪失情報の届出を義務化すること。

2. 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しに当たっては、高齢者の混乱を招かないよう慎重に対応することはもとより、地方の負担増やシステム改修等により現場に大きな混乱が生じないように、地方自治体の意見を十分反映させること。

また、当分の間維持される現行の後期高齢者医療制度については、引き続き低所得者に対する保険料負担の軽減など、その運用改善に努めること。

4. 介護保険制度

介護保険制度は、利用者の急増等により給付費が増大するなど、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備等について

介護サービスの基盤整備のため、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

療養病床からの転換に当たっては、地方自治体の実情を考慮し、老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講じること。

2. 人材の確保について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、介護サービスを担う人材の確保・養成等を図るべく、報酬を設定すること。

- (2) 平成23年度末をもって終了となる介護職員処遇改善交付金事業については、平成24年度以降も継続する恒久的な措置とすること。

3. 財政運営について

- (1) 介護給付費国庫負担金は25%を確保し、調整交付金については国の負担金とは別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

4. 低所得者対策について

低所得者に対する保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策を更に充実すること。

5. 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 子どもに対する手当について

- (1) 子どもに対する手当のような全国一律の現金給付は、国が担当し全額を負担すること。
- (2) 平成24年4月以降の子どもに対する手当のあり方については、国と地方の協議の場等において、制度設計を含め地方自治体の意見を十分に聴取、尊重しつつ、慎重に検討すること。
- (3) 年少扶養控除等の廃止等に伴う住民税の増収分は、地方の裁量と創意工夫により使われるべき地方自治体の自主財源であり、子どもに対する手当の財源として一方的に充当しないこと。

2. 子ども・子育て新システムについて

幼保一体化を柱とする子ども・子育て新システムの制度設計に当たっては地方との協議を継続しつつ、その意見を十分に反映すること。

なお、新システム移行までの間は、保育サービス等の質の確保に十分留意しつつ、待機児童の解消、多様な保育サービスの提供を促進するため、必要十分な財源を確保すること。

3. 子育て世代への支援について

- (1) 乳幼児医療費の無料化及び義務教育就学児医療費助成を国の制度として創設すること。
- (2) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

4. 放課後児童対策について

放課後子どもプランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

また、入所児童数71人以上の放課後児童クラブについては、その解消を図りつつ、平成24年度以降も引き続き財政措置を講じること。

5. 妊婦健診・不妊治療への財政措置について

- (1) 妊婦健康診査に要する費用に対する財政措置については、恒久的制度とすること。
- (2) 不妊治療に対する助成制度の更なる拡充を図ること。

6. 雇用対策

我が国の雇用環境は、依然として厳しい状況にあり、一層の雇用対策の充実が求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

3. 協同組合法の制定について

若年者、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や、地域における起業に資する協同出資・協同経営で働く協同組合法を速やかに制定すること。

7. 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障がい者への支援や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障がい者自立支援について

(1) 地方自治体が実施する自立支援給付及び地域生活支援事業に対し、超過負担が生じないよう地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、利用者負担の更なる軽減措置を講じること。

(2) 新たな障がい者制度の構築に当たっては、現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、地方自治体の意見を尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、新制度移行に伴うシステム改修等の経費については全額国庫負担とすること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国庫負担率を引き上げるとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決すること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

8. 災害時支援の法制化

現在、多くの地方自治体では災害時における相互援助協定を締結し、的確できめ細かな支援を迅速に行っている。

しかしながら、現行の災害救助法では、都道府県が国の法定受託事務として救助を行い、市町村は補完的な役割に限定され、市町村間の相互協力について規定はなく、連携による支援について国庫負担も講じられていない。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 市町村の自治事務として、被災者の救助を行うことができる規定及び同救助に対する国の財政措置規定を災害救助法に設けること。
2. 市町村が連携・協力して、被災者の救助を行うことについても同様の規定を設けること。

なお、法に基づかないで事実上、市町村が連携・協力して行っている災害救助に対しても、適切な財政支援を行うこと。

9. 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度の円滑な運営等において地方自治体の果たす役割は大きい。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

温室効果ガスの削減のため、新エネルギーの導入等について、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

2. 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 排出者責任の原則を強化し、廃棄物処理の実効性を確保すること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により廃棄物の発生抑制を図ること。

4. 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

5. 海岸漂着物対策について

海岸漂着物の処理を行う地方自治体の要する経費については、引き続き財政措置を講じること。

6. アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

10. 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育予算について

教育水準を維持するため、必要十分な義務教育予算を確保すること。

また、学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるよう就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。

2. 少人数教育の実現について

地域や学校の実情に応じた少人数教育を更に推進するとともに、教職員定数の適正配置など所要の予算措置を講じること。

3. 特別支援教育について

特別支援教育の実施については、必要な教職員、支援員等の確保や研修など施策を更に充実し、十分な財政措置を講じること。

4. 公立小中学校施設の耐震化について

耐震補強事業や改築事業に対する国庫補助率の更なる引上げを行うとともに、照明器具や天井など非構造部材の耐震化に対する財政措置の拡充強化を図ること。

5. 放射線教育について

放射性物質の影響について、児童や生徒に対し正しく分かりやすい教育を行うこと。

